

JAS 0010

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物

Foods and ornamental plants produced with the participation
of persons with disabilities

2019 年 3 月 29 日 制定
2026 年 9 月 29 日 改正

農林水産省

目 次

1 適用範囲.....1

2 引用規格.....1

3 用語及び定義.....1

4 要求事項.....2

4.1 ノウフク生鮮食品2

4.2 ノウフク加工食品2

4.3 ノウフク観賞用の植物2

5 表示.....3

5.1 ノウフク生鮮食品3

5.2 ノウフク加工食品3

5.3 ノウフク観賞用の植物3

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本基金から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 0010 : 2024** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物

Foods and ornamental plants produced with the participation of persons with disabilities

1 適用範囲

この規格は、障害者が農林水産業における生産行程に携わった生鮮食品及びこれを原材料とした加工食品並びに観賞用の植物について規定する。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

障害者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下“障害者総合支援法”という。）第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 37 条第 2 項に規定する者

3.2

生鮮食品

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 2 に記載されるもの

3.3

加工食品

食品表示基準別表第 1 に記載されるもの（酒類を除く。）

3.4

観賞用の植物

切り花、鉢もの、花木類、芝類、地被植物類等の観賞用に供される植物

3.5

ノウフク

障害者が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組

注釈 1 就労には、障害者総合支援法による障害福祉サービス利用等によるものを含む。

3.6

ノウフク生鮮食品

ノウフクによって生産する生鮮食品

3.7

ノウフク加工食品

4.2 に従い生産された加工食品

3.8

ノウフク観賞用の植物

ノウフクによって生産する観賞用の植物

4 要求事項

4.1 ノウフク生鮮食品

次の基準を満たすものでなければならない。

- a) 主要な生産行程に障害者が携わっていること。

注記 1 主要な生産行程とは、当該農林水産物の生産に直接関連する栽培、飼養、漁獲、養殖等における行程を指し、以下のものが考えられる。

- － 農産物の行程 種子等予措、育苗、耕耘、元肥施肥、は種、定植、追肥施肥、防除、除草、管理、収穫、調整、出荷、採取等
- － 畜産物の行程 繁殖、飼育、衛生・防疫、出荷、と殺、搾乳等
- － 水産物の行程 養殖の準備、育苗、飼育、衛生・防疫、収穫・水揚げ、出荷、漁具管理等

- b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク生鮮食品の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できること。

注記 2 回答する際には、問合せのあったノウフク生鮮食品に係る作業記録等を特定することが必要であり、特定する方法には、ノウフク生鮮食品に識別可能な番号又は記号を付して出荷すること、出荷先に識別可能な番号又は記号を伝達すること等がある。

4.2 ノウフク加工食品

次の基準を満たすものでなければならない。

- a) 原材料として、次の1)又は2)を1種類以上使用していること。

- 1) 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条又は第 30 条の規定によって格付の表示が付されたノウフク生鮮食品又は当該ノウフク加工食品を製造し、又は加工する者によって生産された 4.1 の基準に適合する生鮮食品
- 2) 日本農林規格等に関する法律第 10 条又は第 30 条の規定によって格付の表示が付されたノウフク加工食品

- b) 原材料のうち、a)に規定するものについては、受入れから使用前まで、他のものが混ざらないよう区分して管理していること。

4.3 ノウフク観賞用の植物

次の基準を満たすものでなければならない。

- a) 主要な生産行程に障害者が携わっていること。

注記 1 主要な生産行程とは、当該観賞用の植物の生産に直接関連する栽培等における行程を指し、以下のものが考えられる。

- － 育苗、耕耘、元肥施肥、は種、定植、防除、除草、管理、収穫、調整、出荷等

- b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク観賞用の植物の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できること。

注記 2 回答する際には、問合せのあったノウフク観賞用の植物に係る作業記録等を特定することが必要であり、特定する方法には、ノウフク観賞用の植物に識別可能な番号又は記号を付して出荷すること、出荷先に識別可能な番号又は記号を伝達すること等がある。

5 表示

5.1 ノウフク生鮮食品

次の事項を当該ノウフク生鮮食品、その包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示しなければならない。

- a) “ノウフク” という用語
- b) a)の用語の説明

例 ノウフクとは、障害者が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組のことです。

注記 その他の表示事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.2 ノウフク加工食品

次の事項を包装・容器に表示しなければならない。

- a) “ノウフク” という用語
- b) a)の用語の説明

例 ノウフクとは、障害者が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組のことです。

注記 その他の表示事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.3 ノウフク観賞用の植物

次の事項を当該ノウフク観賞用の植物、その包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示しなければならない。

- a) “ノウフク” という用語
- b) a)の用語の説明

例 ノウフクとは、障害者が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組のことです。

制定等の履歴

制 定 平成31年 3月29日農林水産省告示第 594号
改 正 令和 6 年 3月19日農林水産省告示第 559号
最終改正 令和 8 年 9月29日農林水産省告示第1492号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 8 年 9 月 29 日農林水産省告示第 1492 号
令和 8 年 10 月 29 日から施行する。